

平成 22 年 11 月 22 日

株主各位

株式会社N F Kホールディングス  
代表取締役社長 久保田 隆

### 臨時株主総会会社意見について

今回の臨時株主総会にあたり、株主の皆様方に送付いたしております臨時株主総会招集通知のほか、提案株主から一部の株主様に宛て送付されている文書において、臨時株主総会第2号議案に係る解任理由が記載されておりますが、ここに記載されているような「**会社規定に違反する無断貸付**」や「**横領まがいで捻出**」、「**虚偽記載**」といった**事実は一切なく**、これらの事実無根の解任理由を元に自己の主張を展開する株主提案は到底容認できないものと当社取締役会は考えております。

また、今回の取締役候補者である西村氏につきましては（今般の提案株主の代理人をも務めています。）、過去に当社が出資し損失を被ったF S投資組合の代表者とも関係があり、その後も明治建物株式会社の顧問として前回の臨時株主総会に深く関与していたこと、さらには、当社との顧問契約を要求してくるなど、当社の取締役としての資質・品格に疑念を抱かざるえない人物であることなどから、これら諸事情を総合的に判断した結果、当社取締役会は今回の臨時株主総会における株主提案の議案について反対を表明いたしております。

株主の皆様方におかれましては、これらの事情をご確認の上、慎重に議決権を行使戴きたくお願い申し上げます。

以上

(補足資料)

### 1. 匿名組合出資の件

当時、当社は共同事業協定に基づく明治建物に対する債権を有しておりましたが、同社から協定期間延長の要請を受け、同社の経営状況の危惧と回収可能性の懸念から、外部の専門機関に調査を依頼しました。当該調査結果も踏まえ、将来的な回収の極大化を図るには同社の経営破綻を回避すべきとの判断のもと匿名組合出資を実行したものです。提案理由には「何ら調査・回収可能性の検討を行うことなく漫然と決議」とありますが、一定の外部調査も実施し、回収可能性を討議の上で取締役会決議等の正当な社内手続きを経て実行したものであり、当時の状況を鑑みれば正しい判断であったと考えております。結果として特別損失計上に至ったことは重く受け止めるとともに、今後も同社に対する債権については鋭意回収に努めるものであります。

### 2. 明治建物関連会社（株）ビーブルへの貸付金の件

株式会社ビーブルへの貸付に関しては、当時の当社稟議決裁規程に基づき実行されており、会社規程違反の事実はありません。また、同社とは債務弁済公正証書を締結し、これに基づき分割弁済を受けていることなどから損失等も発生しておりません。

当該案件の有価証券報告書への記載につきましては、明治建物社が関連当事者ではなくなった後の貸付であること、平成 22 年 3 月期末時点での債務残高が 1000 万円を下回っている事などから、関連当事者の開示に係る記載は不要と判断し「該当事実はありません」と記載したものであり、虚偽記載ではありません。本件につきましては監査法人からも適正意見を得ております。

\*なお、D社に対する債権につきましては、平成 20 年 3 月期、連結子会社株式・債権と一括して外部第三者に譲渡されており、当社が権利を主張できる債権ではなく、株式会社ビーブルへの貸付金とは無関係であります。

### 3. 基準日設定から臨時株主総会招集決定までに時間を要した件

提案株主はHPなどで、会社側が長期隠蔽したかのような記載をしておりますが、株主提案に際しましては、当社定款ならびに株式取扱規程に従い、所定の手続きを踏むことが定められております。この点、今般の提案を受けて速やかに基準日を設定するとともに、提案株主に対して個別株主通知および委任状の提出を依頼していたにもかかわらず、これら要件の具備に本年 11 月 10 日までかかったため、その後のお知らせとなったものであります。

以上